

平成 28 年度第 3 回募集 海外見本市等出展事業助成金の御案内

海外で開催される見本市等への出展経費の一部を助成します。

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、県内の中小企業者に対して、販路開拓等のために海外で開催される見本市等への出展に係る費用の一部を助成します。

1 助成金を申請できる企業

新潟県内に事業所を有する中小企業者(*)及び団体(中小企業者が構成員の2/3以上を占めていること)(*)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

2 助成対象事業

交付決定後から平成29年5月31日までに海外で開催される見本市等(見本市・商談会、国際的な品評会)への出展であって、平成29年2月末日までに会場借上費の支払いを完了するもの

※ 助成対象とならない事業

- ① 過去3回以上この事業で助成を受けたことのある見本市等
- ② 物産展や卸売会、並びに見本市であっても販売(即売)を目的に出展する場合
- ③ 出展が終わった事業及び会場借上費を支払済みの事業

3 助成額及び助成限度額

(1) 助成額

事業の総経費の1/2以内で、会場借上費(*)を助成します(予算の範囲内)。

(*)会場賃借料、小間賃借料、見本市参加負担金等

※ 交付決定日以前に支払った費用は助成対象となりませんのでご注意ください。

(2) 助成限度額 35万円

4 申請方法

交付申請書、事業計画書を作成し、必要書類(見本市の概要および会場借上費が確認できる書類)を添付して提出してください。

(交付要綱及び申請書はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/service/10304/>)からダウンロードできます。)

5 受付期間(予算額に達した時点で募集を終了します。)

平成28年9月12日(月)～11月30日(水)必着

※募集スケジュール

- ①9月12日(月)～9月30日(金) 10月交付決定
- ②10月3日(月)～10月31日(月) 11月交付決定
- ③11月1日(火)～11月30日(水) 12月交付決定

6 助成事業の決定方法

申請書類の審査、電話等での要件審査を経て助成事業を決定し、申請者に通知します。

[申請から助成金支払いまでの流れ]

[申請者]

交付申請書の提出



[機構]

受付・審査



[機構]

交付決定通知
の送付



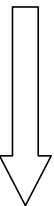
[申請者]

見本市等への出展



[申請者]

実績報告書
を提出



[機構]

審査・助成金額
の確定



[機構]

助成金の額の確定
通知の送付



[申請者]

助成金交付
請求書の送付



[機構]

助成金のお支払い

- 受付期間別途機構が指定する期間
- 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)
 - ・海外見本市等出展事業計画書(別紙1)
 - ・見本市等の概要がわかるもの(募集要項など)
 - ・会場借上費が確認できる書類
- 提出書類の審査を行います。(書面、ヒアリング)
- 交付することが妥当な申請について、交付決定通知を送付します。

この間に、事業の中止や変更が生じた場合は手続きが必要となります:

- ◆事業内容を変更する場合
⇒海外見本市等出展支援事業変更承認申請書(別記第2号様式)
- ◆事業の中止(廃止)の場合
⇒海外見本市等出展支援事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

- 提出期限事業完了後(*)20日以内、または3月10日のいずれか早い日
*「事業完了」とは事業にかかる経費の支払いが完了した日を指します。
- 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金実績報告書(別記第4号様式)
 - ・海外見本市等出展事業実績報告書(別紙1)
 - ・事業に要した経費を証する書類のコピー(請求書、領収書等)
 - ・見本市全体及び出展ブースの様子がわかる写真 など

- 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金交付請求書(別記第5号様式)

※ 指定の口座へ振込みします。

◎実施実績を機構ホームページで公表することに同意すること及び商談結果についての調査に協力することが交付の条件となります。

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0063 (直通) / Eメール trade@nico.or.jp